

第百七十五号議案

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁の設置等に関する条例（昭和三十八年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表東京消防庁臨港消防署の項管轄区域の欄中

中央区のうち、東京消防庁京橋消防署及び東京消防庁日本橋消防署の管轄区域以外の区域

大田区のうち、令和島一丁目、令和島二丁目

江東区のうち、海の森一丁目から海の森三丁目まで、中央防波堤外側その一埋立地、中央防波堤外側その二埋立地

中央区のうち、東京消防庁京橋消防署及び東京消防庁日本橋消防署の管轄区域以外の区域

改め、同表東京消防庁大森消防署の項管轄区域の欄中「ふるさとの浜辺公園」の下に「、令和島一丁目、令和島二丁目」を加え、同表東京消防庁矢口消防署の項管轄区域の欄中「、東京消防庁臨港消防署」を削り、同表東京消防庁深川消防署の項管轄区域の欄中「青海四丁目まで」の下に「、海の森一丁目から海の森三丁目まで、中央防波堤外側その一埋立地、中央防波堤外側その二埋立地」を加え、同表東京消防庁城東消防署の項管轄区域の欄中「東京消防庁臨港消防署及び」を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京消防庁臨港消防署、東京消防庁大森消防署及び東京消防庁深川消防署の管轄区域を変更する必要がある。